

衛生委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第18条の規定に基づき、児童養護施設藤崎台童園（以下、「藤崎台童園」という。）が設置する衛生委員会（以下、「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(調査審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事。
- (2) 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事。
- (3) 労働災害の原因調査及び再発防止対策で、衛生に係るものに関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 事業の実施を統括管理する者 1名
- (2) 衛生管理者のうちから理事長が指名した者 1名
- (3) 産業医のうちから理事長が指名した者 1名
- (4) 衛生に関し経験を有する者のうちから理事長が指名した者 1名
- (5) 藤崎台童園の職員で、労働者の過半数の推薦による者 3名

2 前項第1号の事業の実施を統括管理する者は藤崎台童園施設長をもって充て、前項第4号の衛生に関し経験を有する者は看護師をもって充てる。

(委員会の議長及びその職務)

第4条 委員会の議長は、事業の実施を統括管理する者（藤崎台童園施設長）をもって充てる。

- 2 議長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 3 議長に事故があるときは、予め議長が指名した委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が生じたときは、すみやかに補充するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(運営)

第6条 委員会は議長が招集する。

- 2 委員会は、月1回以上開催する。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数により決定する。
- 5 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(記録)

第7条 委員会で調査審議した事項のうち重要なものについては、記録を作成し、これを3年間保存しなければならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、藤崎台童園事務所において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。